

はじめに

やまなしの 男女共同参画社会の実現に向けて

誰もが、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、自立した個人として個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、私たち一人ひとりの願いであります。

県では、これまでも、個人の人権の尊重、法の下での平等という憲法の理念、また、少子高齢化の進行、経済産業構造の変化などに対応するため、男女共同参画計画を策定し推進して参りました。

しかし、人口減少社会への移行など社会経済情勢の急速な変化、また、新たな分野においても男女共同参画を一層進めるため、今後5年間にわたって展開する様々な施策の方向を具体的に示した「第2次山梨県男女共同参画計画」をこのたび策定しました。

この計画は、わかりやすい普及啓発、企業における男女共同参画の促進、消防など新たな分野における男女共同参画の推進、再就職や起業等における女性のチャレンジ支援などに留意をし、策定いたしました。

男女共同参画社会の実現に向けては、県はもとより、市町村、企業、また、県民一人ひとりが男女共同参画を正しく理解し、主体的に取り組んでいただくことが大変重要です。

今後、県では、この計画を基に、庁内各部局が力を合わせながら、また、市町村、企業、関係団体との一層の連携を深めながら、男女共同参画社会の実現のため取り組んで参ります。県民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

平成18年12月

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	基本理念	1
3	計画の性格	2
4	計画の期間	2
5	計画の構成	2

第2章 計画策定の背景

1	世界の動き	3
2	日本の動き	4
3	山梨県の動き	5
4	本県の男女を取り巻く社会環境の変化	6
(1)	少子・高齢化の進展と人口減少社会	6
(2)	家族形態の多様化	6
(3)	産業構造の変化	7

第3章 計画の体系

計画の体系	9
体系図	12

第4章 計画内容

■基本目標Ⅰ	男女共同参画社会を形成するための意識改革	14
■基本目標Ⅱ	男女共同参画による豊かな社会づくり	19
■基本目標Ⅲ	男女が共に仕事と家庭を両立できる環境づくり	30
■基本目標Ⅳ	女性の人権と健康に配慮した社会づくり	38
■基本目標Ⅴ	男女共同参画社会形成に向けた計画的推進	44
目標指標及び目標値(再掲)		48

参考資料

男女共同参画に関する国内外の動き	50
男女共同参画基本計画(第2次)の概要	52
日本国憲法(抄)	55
男女共同参画社会基本法	57
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	60
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(抄)	65
山梨県男女共同参画推進条例	69
山梨県男女共同参画推進本部設置要綱	73
第2次山梨県男女共同参画計画策定の経過	75

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

誰もが、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、自立した個人として個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、私たち一人ひとりの願いであるとともに、少子高齢化、人口減少社会への移行、情報化、国際化の進展など、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、重要な課題です。

県では、昭和56年3月に「山梨県婦人行動計画」を策定し、以来、「やまなし女性いきいきプラン」「やまなしヒューマンプラン21」を経て、男女共同参画基本法に基づく最初の「山梨県男女共同参画計画」（ヒューマンプラン）（平成14年2月策定）に至るまで、4期にわたり計画を策定し、男女共同参画社会の実現のために諸施策を総合的に推進してきました。

また、平成14年3月には、「山梨県男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を制定し、男女共同参画を推進するための基本理念を明らかにするとともに、県民が一丸となって取り組むことが重要であるとして、県、県民、事業者の責務を明らかにしています。

男女共同参画社会の実現に向けて、条例を基本に、社会経済情勢の変化、県民意識・実態調査の結果、国の男女共同参画基本計画（第2次、H17.12策定）などを勘案し、「第2次山梨県男女共同参画計画」を策定しました。

2 基本理念

山梨県男女共同参画推進条例に掲げる基本理念のもとに、山梨を豊かで活力あるものとしていくため、男女共同参画社会の実現を目指します。

男女の人権の尊重（条例第3条）

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

社会における制度又は慣行についての配慮（条例第4条）

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における主体的で自由な活動の選択を妨げることがないように配慮されなければならない。

政策等の立案及び決定への共同参画（条例第5条）

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

家庭生活における活動と他の活動の両立（条例第6条）

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

国際的協調（条例第7条）

男女共同参画の推進に関する取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

3 計画の性格

- 県政運営の基本指針である県長期計画「創・甲斐プラン21」の部門計画として、この計画に掲げる政策目標である「男女共同参画社会の形成」を目指し、本県における男女共同参画施策の基本となるものです。
- 「男女共同参画社会基本法」第14条第1項、及び条例第11条第1項の規定に基づく法定計画です。
- 県、県民、事業者が市町村、関係団体と連携して、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となる計画とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成19年度（2007年度）から平成23年度（2011年度）までの5年間です。

5 計画の構成

この計画は、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱として、本章において、計画策定の趣旨、基本理念等を示しました。第2章においては、計画策定を取り巻く国内外や本県の背景を示し、第3章においては、施策の体系を示し、第4章においては、総合目標の「男女共同参画社会の実現」へ向け、5つの基本目標を掲げ、基本目標の下に14の重点目標と施策の方向を示しました。